

## 平成30年度毒物劇物取扱者試験案内

### 1 試験日時

平成30年11月18日(日) 10時00分～12時00分

※ 9時30分までに試験会場に到着すること

### 2 試験会場

山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062番地

### 3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験〔毒物及び劇物の全品目〕  
製造業・輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験〔毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)の別表第1に掲げる毒物及び劇物に限る。〕  
輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験〔施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。〕  
輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。

※ 試験の種類により、扱える毒物及び劇物が限定されます。

※ 上記(2)、(3)の合格者は、製造業の毒物劇物取扱責任者になることができません。

### 4 試験科目

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他の取扱方法
- (4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

### 5 受験願書の受付期間

平成30年7月30日(月)～8月24日(金) 8時30分～17時15分(土日を除く)

ただし、郵送の場合は、平成30年8月24日(金)までの消印のあるものは有効

### 6 提出場所

＜山口県内にお住まいの方＞

- ・ 最寄りの健康福祉センター(山口健康福祉センター防府支所は除く)
- ・ 下関市立下関保健所保健医療政策課

※ 県内にお住まいの方が山口県健康福祉部薬務課に受験願書を提出された場合は、最寄りの健康福祉センター等に再提出することになるので注意すること。

＜山口県外にお住まいの方＞

- ・ 山口県健康福祉部薬務課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)

※ 郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付すること。

### 7 受験手続き

受験願書の記入は、別紙の「記入上の注意と記入例」をよく読んで行うこと。

#### (1) 提出書類

ア 受験願書……正本1部、副本(正本のコピーで可)1部<山口県内にお住まいの方>  
正本1部 <山口県外にお住まいの方>

※電話番号は、平日の日中(8:30～17:15)に連絡が取れる番号を記入すること。

イ 写真(縦4cm、横3cmとし、出願前6ヵ月以内に撮影した正面向き及び上半身像で無帽のもの。写真票に貼付すること。)……1部

ウ 電算入力票……1部

※ 願書受付後の「試験の種類」の変更はできません。

※ 提出書類及び受験手数料に不備や不足がないよう十分に確認してください。

※ 電算入力票の切り取り等は行わないでください。

提出書類チェックリスト

- 受験願書
- 写真票
- 電算入力票

#### (2) 受験手数料

11,610円の山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。

なお、山口県収入証紙は消印しないこと。

※ 一度申し込まれた受験手数料は返金しません。

※ 山口県収入証紙以外で申し込みがあった場合は、受理できないので注意すること。(現金や金額分の郵便為替についても同様)

#### ※ 山口県外にお住まいの方で、山口県収入証紙が入手できない場合

下記により、山口県収入証紙を購入した上で、願書の申し込みを行うこと。

(購入方法：郵送販売のみ)

① 現金11,610円

② 「購入者の連絡先(氏名、電話番号(平日の日中(8:30～17:15)に連絡が取れる番号)」及び「山口県収入証紙11,610円」と記載したメモ

③ 簡易書留料金の392円分の切手を添付した返信用封筒(購入者の住所・氏名を記入したもの)

以上を次の宛先に現金書留にて郵送すること。

(郵送先及び購入に当たっての問い合わせ先)

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県職員会館

TEL: 083-933-4730

※ 受験願書の提出先ではない

### 8 受験票の送付等

- ・ 受験願書受理後、受験票及び試験案内を郵送により交付(10月中旬の発送を予定)なお、試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県健康福祉部薬務課(Tel.083-933-3018)へ問い合わせること。

- ・ また、受験票に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字(JIS第一、第二水準)となります。(旧字体の場合等は、受験願書記載の文字と受験票記載の文字とが異なる場合あり)

9 合格発表等

(1) 合格発表 (合格者の受験番号)

- 平成30年12月11日(火) 10時、県庁本館エントランスホール掲示板に掲示。
  - 同時に、県薬務課 HP (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/index/>) に掲載。
- なお、合格証は、12月11日(火) から交付。(受験願書を提出した健康福祉センター又は下関市立下関保健所において交付。薬務課に提出した場合は、同日から郵送。)
- また、合格証に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字(JIS 第一、第二水準)となります。(旧字体の場合等は、受験願書記載の文字と合格証記載の文字とが異なる場合があります。)

(2) 試験の得点の開示

試験の得点を知りたい方は、口頭による開示の申し出をすることが可能。

<開示期間>

平成30年12月11日(火) ~平成31年1月11日(金)  
8時30分~17時15分(土日を除く) ただし、12月11日は10時から。

<開示場所>

山口県健康福祉部薬務課  
受験票及び運転免許証、旅券等本人であることを証明できる書面を持参のこと。  
(受験者本人にのみ開示)

10 その他

(1) 受験願書の請求

山口県薬務課 HP からダウンロードできます。  
また、受験願書等(書面)を請求する場合は、各健康福祉センター、下関市立下関保健所保健医療政策課又は山口県健康福祉部薬務課となります。  
なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒(角2型封筒(縦33.2cm、横24cmのもの)に、下記の料金表を参考に請求部数に応じた切手を貼ったもの)を同封すること。

※ 山口健康福祉センター防府支所(防府市駅南町13-40)の窓口では、願書の配布のみ

| 請求部数 | 願書配付郵便料金    |
|------|-------------|
| 1部   | 120円        |
| 2~3部 | 140円        |
| 4~5部 | 205円        |
| 6部以上 | 請求先に御相談ください |

(2) 試験についての問合せ先

|        |                  |              |
|--------|------------------|--------------|
| 県外在住の方 | 山口県健康福祉部薬務課      | 083-933-3018 |
| 県内在住の方 | 岩国健康福祉センター       | 0827-29-1526 |
|        | 柳井健康福祉センター       | 0820-22-3631 |
|        | 周南健康福祉センター       | 0834-33-6427 |
|        | 山口健康福祉センター       | 083-934-2534 |
|        | 宇部健康福祉センター       | 0836-31-3200 |
|        | 長門健康福祉センター       | 0837-22-2811 |
|        | 萩健康福祉センター        | 0838-25-2666 |
|        | 下関市立下関保健所保健医療政策課 | 083-231-1711 |

(3) 受験中の不正行為等

不正が判明した場合、受験は無効。  
また、合格証交付後、不正行為が判明した場合、合格は取消し。

(4) 受験に伴う配慮

車椅子での受験を希望される場合、また、受験に伴う配慮事項を希望する場合は、受験願書提出時に申し出ること。

11 試験会場への交通手段

- 中国自動車道小郡ICから約13km
- 山陽自動車道山口南ICから約5km
- JR山陽本線四辻駅から約3km

